

絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月25日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査業務
対象国及び類似地域	カンボジア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

カンボジアでは外国投資資本の増加により、高い経済成長を維持してきた。こうした近年の急激な都市化や経済発展に伴い、都市や市街地における環境への悪影響が拡大している。特に、カンボジアの首都プノンペン都内では、未処理雑排水が周辺河川や湖などに放流されており、環境負荷が自然浄化能力を超え、水質悪化が進んでいる。

こうした状況において、カンボジア政府が策定した第四次四辺形戦略

(Rectangular Strategy Phase IV) (2018年～2023年)では「自然資源・文化の持続的管理」が優先課題として取り上げられている。また2015年には「国家環境戦略 2015 - 2023」が策定され、環境行政に関わる機関の能力向上は優先課題として取上げられている。本プロジェクトの実施機関であるカンボジア環境省(以下、「MoE」)では、環境管理と規制の枠組みを提供することを目的とした包括的な法律である環境・天然資源管理法(Environment and National Resources Code、以下「ENRコード」)の改訂をUNDPの支援を受け実施しており、現在最終評価プロセスの過程にある。一方でMoEの歴史は浅く、特に環境影響評価案件の増加への対応や水質汚濁防止において政策立案や実施のための能力が不足していた。

このため、JICAは「環境影響評価(EIA)を含む環境公害管理能力向上プロジェクト」(2017年-2021年)(以下、「先行プロジェクト」)において、MoEの環境保護総局(以下、「GDEP」)をカウンターパートとして、EIAと水質に焦点を当てGDEPの能力強化に取り組んだ。このうち水質については、法的枠組みの改訂支援として、水質汚濁防止閣議令(Sub-Decree on Waste Pollution Control)の改訂を支援した。この閣議令は2021年6月29日にカンボジア王国フンセン首相によって署名済みである。また併せて水質管理の実務レベルについては、関連する立ち入り調査ガイドライン等の技術的ガイドラインの作成やプノンペン周辺地域における汚染源インベントリーの初期構築を行った。これらの活動を通して、実務面での検査・モニタリングに必要な環境整備の支援を実施した。

このように先行プロジェクトにおいて一定程度の成果が得られているものの、喫緊の課題である水質保全については、水質汚濁防止閣議令の着実な履行に向けて、これまでの支援による法的枠組みや基本ツールの利用環境を土台として、より具体的な水質管理計画の策定と、それに基づく実地での検査・モニタリングや排水許可審査手続き等の実施能力の向上が求められている。またMoEが有する分析ラボでは、十分な検査・分析能力を有しておらず、排出事業者への指導や水質の監視の点で課題がある。加えて、これら検査や指導を広域で行うにあたっては、カンボジア国の他省庁、地方政府、民間事業者、住民・NGO等多種多様な関係機関や団体との連携が必要であるが、それらの連携を促進する点で未だGDEPの能力は十分ではない。

本事業では、先行プロジェクトでの成果を活用し、カンボジアでの水質保全を図るため、水質汚濁防止閣議令の適切な運用をパイロットサイトでの活動実施を通じて支援するものであり、もって実施機関であるGDEPの能力強化を図るとともに関連機関との連携強化を図るものである。

本調査では、カンボジア国政府からの協力要請の背景・内容、同国の関係諸機関の役割分担・所掌を確認の上、当該国における課題を特定し、プロジェクトの

活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。これを基に、先方政府機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトに係る合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理・分析する。また、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行うとともに協力計画作成（PDM（Project Design Matrix）案（和・英）、PO（Plan of Operation）案（和・英）含む）に協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年11月上旬～2022年11月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- ② 上記①を踏まえ、現地調査で確認すべき情報を検討し、カンボジア側関係機関や他ドナー（UNDP（United Nations Development Programme）、USAID（United States Agency for International Development）、UNEP（United Nations Environment Programme）、中国支援等）等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点を踏まえ、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（和・英）、PO（Plan of Operations）案（和・英）および事業事前評価表（案）の担当分野関連部分を検討する。
- ④ 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針案を検討する。また現地調査・実施機関との協議にあたって、JICAが作成する対処方針の検討に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。調査対処方針のうち、担当分野について説明し、協議結果の取りまとめに協力する。

（2）現地業務期間（2022年12月上旬～2022年12月下旬）

- ① JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性

【補足】特に、ウ)については、パイロットプロジェクト候補地の抱える課題や中央政府との連携体制の確認結果を踏まえて、パイロットプロジェクト対象地の検討・提案を行う。また、エ)についてはモニタリング実施機関となる環境分析ラボへの他ドナーからの機材供与状況について確認を行い、本プロジェクトからの機材供与の必要性や連携の可能性について検討する。なお、これらの検討にあたっては「水質保全」を担当する団員と協力すること。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（PDM案、PO案、プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAカンボジア事務所等に報告する。
- ⑨ 調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。

- ア) プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- イ) ジェンダー観点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ウ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

- ⑩ Nationally Determined Contributions (NDC) やJICA Climate-Fitを参照の上、本事業の実施や効果発現に影響を与える気候リスク及び適応オプションについて確認を行う。また気候変動対策（緩和策・適応策）に資する可能性がある場合、NDCと本事業の整合性を確認し、温室効果ガスの排出削減量の推計や裨益人口（受益者）の推計を行う。

（3）帰国後整理期間（2023年1月上旬～2023年1月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

（1）業務完了報告書

2023年1月20日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ソウル⇄プノンペンを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 12 月上旬～12 月下旬を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に約 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

2022 年 9 月時点で、カンボジアの入国に際してはワクチン接種済みであることを証明する書類を提示することにより入国後の隔離は不要です。またワクチン未接種の入国者に対しては、到着時に迅速抗原検査が実施されます。入国時の防疫措置について、最新の情報は在カンボジア日本国大使館の情報をご確認ください。なお上記状況を踏まえて本業務では現地隔離期間を想定していませんが、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況等によって防疫措置に変更が生じた場合には、業務の実施方法について JICA 地球環境部と協議の上対応を決定することとします。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）

- イ) 環境管理 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 水質保全 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり (事務所にて Hotel Emion Phnom Penh を予約。支払いは専門家自身。)
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗する可能性もあります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄クメール語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ第一チームから配付しますので、(gegem@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- ・要請書
- ・カンボジア国環境影響評価 (EIA) を含む環境公害管理能力向上プロジェクト業務完了報告書
- ・カンボジア国トンレサップ湖における環境保全基盤の構築業務完了報告書
- ・カンボジア国プノンペン都下水管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・カンボジア共和国 環境影響評価 (EIA) を含む公害管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000040535>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、

具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

- ⑥ カンボジアの入国には査証が必要です。本邦出発前に、渡航者は在京カンボジア大使館にて査証を取得してください。2022 年 9 月時点でアライバルビザの運用も再開していますが、こちらは推奨しておりません。

以上